

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東131 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成25年12月6日

【会社名】 四国電力株式会社

【英訳名】 Shikoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 千葉 昭

【本店の所在の場所】 香川県高松市丸の内2番5号

【電話番号】 087(821)5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 岡田 清治

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市丸の内2番5号

【電話番号】 087(821)5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 岡田 清治

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年8月9日
効力発生日	平成25年8月18日
有効期限	平成27年8月17日
発行登録番号	25 - 関東131
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 130,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
25 - 関東131 - 1	平成25年9月10日	20,000百万円	-	-
実績合計額（円）		20,000百万円 (20,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 110,000百万円

（110,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額  
総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

四国電力株式会社 徳島支店

(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)

四国電力株式会社 池田支店

(徳島県三好市池田町シマ930番地3)

四国電力株式会社 高知支店

(高知県高知市本町4丁目1番11号)

四国電力株式会社 中村支店

(高知県四万十市中村大橋通6丁目9番21号)

四国電力株式会社 松山支店

(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)

四国電力株式会社 宇和島支店

(愛媛県宇和島市鶴島町1番28号)

四国電力株式会社 新居浜支店

(愛媛県新居浜市繁本町9番32号)

四国電力株式会社 高松支店

(香川県高松市亀井町7番地9)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の内、池田、中村、宇和島、新居浜、高松の各支店は、金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備え置きます。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	四国電力株式会社 第282回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	10,000百万円
各社債の金額（円）	10万円
発行価額の総額（円）	10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.35%
利払日	毎年6月25日及び12月25日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年6月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するとき、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（(注)「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成28年12月22日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成28年12月22日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記（(注)「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年12月9日から平成25年12月24日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年12月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第37条に基づく一般担保
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は、一般担保付であり、財務上の特約は付されない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし

- (注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）  
 本社債について、当社はR & IからA +の信用格付を平成25年12月6日付で取得している。  
 R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。  
 R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R & I：電話番号03-3276-3511
2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用  
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
3. 期限の利益喪失に関する特約  
 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。  
 (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号に定める規定に違反したとき。  
 (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定、条件に違反し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。  
 (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができるとき。  
 (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができるとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。  
 (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。  
 (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。  
 (7) 当社が電気事業法により経済産業大臣より電気事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めるとき。
4. 社債管理者への通知  
 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。  
 (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。  
 (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。

- (3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。  
 (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

#### 5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。  
 (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社はこれに協力する。

#### 6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。  
 (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。  
 (3) 当会社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

#### 7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

#### 8. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときはこれを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

#### 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。  
 (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。  
 (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件

S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	2,200	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引き受ける。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	2,100	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	1,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	1,800	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	800	
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地の8	500	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	300	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7番1号	200	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀4丁目7番1号	200	
中銀証券株式会社	岡山県岡山市北区本町2番5号	100	
計		10,000	

## (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	1 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間14万円を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	35	9,965

## (2) 【手取金の使途】

手取概算額9,965百万円は、全額を設備資金として、平成26年3月末までに充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】


該当事項なし

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、次のとおりであります。

記載箇所	記載内容
表紙	「社章」  The logo for YONDEN, featuring a stylized red emblem with four leaf-like shapes and a central circle, with the word "YONDEN" in black capital letters below it.

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし



## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月2日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月6日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年7月11日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月6日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については\_\_\_ 罫で示しております。また、上記に掲げた参照書類としての第90期第2四半期報告書に記載された「対処すべき課題」について、当該四半期報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において生じた変更その他事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、当該有価証券報告書等、以下の「事業等のリスク」に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### 「事業等のリスク」

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(平成25年12月6日)現在において判断したものである。

#### (1)経済環境に係るリスク

経済・社会情勢、天候

当社グループの連結売上高の約9割を占める電気事業において、販売電力量は、経済・社会情勢や天候による影響を受ける可能性がある。特に冷夏・暖冬となった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### 火力発電用燃料価格の変動

火力発電用燃料である原油、石炭などの価格は、国際市況や為替相場の動向等により変動するが、燃料価格及び為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、当社グループの業績への影響は限定的であると考えている。

ただし、燃料価格や為替相場が著しく変動した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### 金利変動

当社グループの有利子負債残高は、平成26年度3月期第2四半期末で7,545億円となっており、今後の金利変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、当社グループの有利子負債残高の大半は、固定金利に基づく長期資金であること等から、金利変動による当社グループの業績への影響は限定的であると考えている。

### (2)電気事業を取り巻く環境変化に係るリスク

#### エネルギー政策や電気事業制度の変更

現在、政府において、今後のエネルギー需給に関する基本方針や施策等を定める「エネルギー基本計画」の見直し検討が進められている。また、電気事業制度に関しては、広域系統運用の拡大や小売全面自由化、さらには送配電部門の中立性の一層の確保策など電力システムの改革方針が示されている。

こうした政策や制度の見直しに伴い、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### 原子力規制の変更及び原子燃料サイクルに係る費用等の変動

当社グループは、東京電力福島第一原子力発電所での重大事故を踏まえ、原子力発電所における「緊急安全対策」や「シビアアクシデント対策」の実施に加え、外部電源の多様化など当社独自の対策も継続的に実施し、安全性・信頼性の向上に取り組んでいるが、再稼働に向けた安全審査や今後の原子力発電を巡る規制の内容によっては、安全対策費用の増加や原子力発電所の停止に伴う代替火力燃料費の増加などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

使用済燃料の再処理や放射性廃棄物の処分など原子燃料サイクルに係る費用や、原子力発電施設の解体費用については、国が定める制度措置等により不確実性が低減されているが、今後、制度措置の見直しなどによる将来費用の見積額の変動、再処理施設等の稼働状況などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### 環境規制の強化

電気事業においては、原子力発電やLNG火力発電の導入などを通じて温室効果ガスの削減をはかっているが、今後、低炭素社会の実現に向けて環境規制が強化された場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

### (3)事業活動に係るリスク

#### 設備・操業のトラブル

電気事業を中心とする当社グループでは、高品質のサービスを提供するため、設備の保守・点検を着実に実施している。また、災害リスクを検討し、最新の知見を反映した設備の安全性確保対策を適宜、適切に実施している。しかしながら、大規模な地震・津波・台風等の自然災害のほか、故障、事故等により、設備の損傷や操業トラブルが発生した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### 電気事業以外の事業

電気事業以外の事業については、その将来性や収益性を吟味しながら進めているが、市場環境の急速な悪化等により、当初見込んでいた収益を確保できない可能性がある。

#### 情報の管理

当社グループが保有するお客さま情報をはじめ、業務上取扱う重要情報については、情報管理のルール・体制・システムを整備するとともに、従業員に教育を実施するなど、厳正な管理に努めているが、こうした情報が社外へ漏洩した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

四国電力株式会社 本店

（香川県高松市丸の内2番5号）

四国電力株式会社 徳島支店

（徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地）

四国電力株式会社 池田支店

（徳島県三好市池田町シマ930番地3）

四国電力株式会社 高知支店

（高知県高知市本町4丁目1番11号）

四国電力株式会社 中村支店

（高知県四万十市中村大橋通6丁目9番21号）

四国電力株式会社 松山支店

（愛媛県松山市湊町6丁目6番地2）

四国電力株式会社 宇和島支店

（愛媛県宇和島市鶴島町1番28号）

四国電力株式会社 新居浜支店

（愛媛県新居浜市繁本町9番32号）

四国電力株式会社 高松支店

（香川県高松市亀井町7番地9）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）上記の内、池田、中村、宇和島、新居浜、高松の各支店は、金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備え置きます。

## 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし